

第 21 号

平成 26 年度 徳島県 病院事業会計予算

(総則)

第 1 条 平成26年度徳島県病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 病	床	数	790床
(2) 年	間	患 者 数	
	入	院	221,190人
	外	来	288,672人
(3) 1 日 平 均 患 者 数			
	入	院	606人
	外	来	1,173人
(4) 主要な建設改良事業			
	病院増改築工事費		882,175千円
	医療器械及び備品購入費		2,311,453千円

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入	
第 1 款 病 院 事 業 収 益			21,009,250千円
第 1 項 医 業 収 益			17,624,312千円
第 2 項 医 業 外 収 益			3,384,938千円
	支	出	
第 1 款 病 院 事 業 費 用			22,718,024千円
第 1 項 医 業 費 用			21,112,840千円

第2項 医 業 外 費 用 690,091千円

第3項 特 別 損 失 915,093千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額988,024千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,706千円及び過年度分損益勘定留保資金986,318千円で補てんするものとする。）。

収 入

第1款 資 本 的 収 入 7,876,542千円

第1項 企 業 債 1,530,000千円

第2項 負 担 金 2,235,768千円

第3項 他会計からの借入金 4,000,000千円

第4項 補 助 金 110,774千円

支 出

第1款 資 本 的 支 出 8,864,566千円

第1項 建 設 改 良 費 3,206,446千円

第2項 企 業 債 償 還 金 1,375,043千円

第3項 他会計からの借入金償還金 4,283,077千円

(継続費)

第5条 継続費の総額及び年割額は、次のとおりと定める。

款	項	事 業 名	総 額	年 度	年 割 額
1 資 本 的 支 出	1 建 設 改 良 費	海部病院改築事業	千円 6,050,000	26	千円 353,000
				27	4,055,000
				28	1,642,000

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
病院整備事業	千円 1,530,000	証書借入又は証券発行	年5%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	融資機関の融資条件による。ただし、必要が生じた場合は全部若しくは一部繰上償還し、又は借換えすることができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、5,000,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 10,977,981千円

(たな卸資産の購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、4,660,000千円と定める。

(重要な資産の取得)

第10条 重要な資産の取得は、次のとおりとする。

	種類	名称	数量
(1) 取得する資産	医療器械	内視鏡下手術支援ロボット	一式
	備品	電子カルテシステム	一式

平成26年2月17日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第 22 号

平成 26 年度 徳島県 電気事業会計予算

(総則)

第 1 条 平成26年度徳島県電気事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 供給電力量	水力発電所	326,300,000 k W h
	太陽光発電所	4,749,000 k W h
(2) 建設改良工事	既設設備改良工事	1,094,319千円

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入		
第 1 款 事 業 収 益		3,489,479千円
第 1 項 営 業 収 益		3,232,341千円
第 2 項 附 帯 事 業 収 益		205,156千円
第 3 項 財 務 収 益		23,745千円
第 4 項 事 業 外 収 益		8,906千円
第 5 項 特 別 利 益		19,331千円
支 出		
第 1 款 事 業 費 用		3,253,944千円
第 1 項 営 業 費 用		2,996,214千円
第 2 項 附 帯 事 業 費 用		150,323千円
第 3 項 財 務 費 用		12千円
第 4 項 事 業 外 費 用		53,439千円
第 5 項 特 別 損 失		50,956千円

第6項 予 備 費 3,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,130,998千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額80,940千円、中小水力発電開発改良積立金277,505千円及び過年度分損益勘定留保資金772,553千円で補てんするものとする。）。

収 入

第1款 資本的収入 479,170千円

第1項 固定資産売却代 1,631千円

第2項 他会計長期貸付金返還金 477,539千円

支 出

第1款 資本的支出 1,610,168千円

第1項 建設改良費 1,094,319千円

第2項 投 資 515,849千円

(継続費)

第5条 継続費の総額及び年割額は、次のとおりと定める。

款	項	事業名	総額	年度	年割額
1 事業費用	1 営業費用	坂州発電所大規模改良事業	千円 147,102	26	千円 73,551
				27	73,551
				28	
		水力発電集中監視制御システム取替事業	531	26	
				27	406
				28	125

1 資本的支出	1 建設改良費	坂州発電所大規模改良事業	1,185,506	26	206,770
				27	413,539
				28	565,197
		坂州橋架替事業	229,154	26	70,735
				27	144,659
				28	13,760
		水力発電集中監視制御システム取替事業	433,080	26	82,953
				27	282,580
				28	67,547

(債務負担行為)

第6条 債務負担行為をすることができる事項，期間及び限度額は，次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
坂州発電所取水口設備取替事業工事請負契約	平成27年度	60,670千円
川口発電所修理工場・予備電源設備室建替事業工事請負契約	平成27年度	69,666千円
川口ダムゲート制御装置取替事業工事請負契約	平成27年度	328,946千円

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は，1,500,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- | | |
|-----------|-----------|
| (1) 職員給与費 | 991,360千円 |
| (2) 交際費 | 118千円 |

(たな卸資産の購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、10,000千円と定める。

平成26年2月17日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第 23 号

平成26年度徳島県工業用水道事業会計予算

(総則)

第1条 平成26年度徳島県工業用水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水事業所数	32	吉野川北岸工業用水道	22
		阿南工業用水道	10
(2) 年間総給水量	65,451,800 ^{m³}	吉野川北岸工業用水道	38,624,300 ^{m³}
		阿南工業用水道	26,827,500 ^{m³}
(3) 1日平均給水量	179,320 ^{m³}	吉野川北岸工業用水道	105,820 ^{m³}
		阿南工業用水道	73,500 ^{m³}
(4) 建設改良工事		吉野川北岸工業用水道改良工事	258,650千円
		阿南工業用水道改良工事	41,577千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入	
第1款 事業	収	益	1,168,409千円
第1項 営業	収	益	1,097,076千円
第2項 営業外	収	益	71,333千円
	支	出	
第1款 事業	費	用	1,094,840千円
第1項 営業	費	用	983,244千円
第2項 営業外	費	用	101,097千円
第3項 特別	損	失	10,499千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額95,486千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額22,227千円及び過年度分損益勘定留保資金73,259千円で補てんするものとする。）。

収 入	
第1款 資本的収入	380,009千円
第1項 固定資産売却代	9千円
第2項 他会計長期借入金	380,000千円
支 出	
第1款 資本的支出	475,495千円
第1項 建設改良費	300,227千円
第2項 企業債償還金	175,268千円

(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は、500,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第6条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費	229,638千円
(2) 交際費	16千円

(たな卸資産の購入限度額)

第7条 たな卸資産の購入限度額は、20,000千円と定める。

平成26年2月17日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第 24 号

平成26年度徳島県土地造成事業会計予算

(総則)

第1条 平成26年度徳島県土地造成事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 工業用地の管理事業 2,923千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入		
第1款 事業収益		11,026千円
第1項 営業収益		7,740千円
第2項 営業外収益		3,286千円
支 出		
第1款 事業費用		101,360千円
第1項 営業費用		4,536千円
第2項 営業外費用		1千円
第3項 特別損失		96,823千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入		
第1款 資本的収入		33,077千円
第1項 他会計長期貸付金返還金		33,077千円

(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は、30,000千円と定める。

平成 26 年 2 月 17 日 提 出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第 25 号

平成26年度徳島県駐車場事業会計予算

(総則)

第1条 平成26年度徳島県駐車場事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- | | | |
|-----------------|----------|---------|
| (1) 収 容 台 数 | 525台 | |
| (2) 建 設 改 良 工 事 | 既設設備改良工事 | 4,100千円 |

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入		
第1款 事 業 収 益		82,070千円
第1項 営 業 収 益		80,031千円
第2項 営 業 外 収 益		2,039千円
支 出		
第1款 事 業 費 用		65,507千円
第1項 営 業 費 用		65,140千円
第2項 営 業 外 費 用		367千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額114,982千円は、過年度分損益勘定留保資金114,982千円で補てんするものとする。）。

支 出		
第1款 資 本 的 支 出		114,982千円
第1項 建 設 改 良 費		4,100千円
第2項 企 業 債 償 還 金		10,882千円

第3項 投

資

100,000千円

(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は、300,000千円と定める。

(たな卸資産の購入限度額)

第6条 たな卸資産の購入限度額は、1,000千円と定める。

平成26年2月17日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門